

## 発議書

收受日	平成 年 月 日	記号・番号	24健第4800号
起案日	平成24年10月24日	所 属	健康管理調査室
決裁日	平成24年10月25日		
施行日	平成24年10月25日	起案者	有我 兼一
決裁区分	丙	電話番号	-5212

## 決裁欄

決裁権者

次長  
(健康衛生担当)

健康増進課長



健康管理調査室室長



主幹



## 合議先

保健福祉省健康増進局



部主幹



## 注意事項

## あて先

福島県弁護士会会长 本田哲夫

## 件名

県民健康管理調査検討委員会委員の推薦について（依頼）

## 伺い文

標記検討委員会の委員の追加指名にあたり、個人情報の保護という観点から、弁護士から1名を委嘱したいことから、県弁護士会に候補者の推薦を案により依頼してよろしいか伺います。

来週行なわれる執行部会議を経て、11月予定の理事会にて承認手続がされ。

できだけ早く依頼文を弁護士会に送付していただきたいというのが、弁護士会の意向。候補者については、事前に情報提供いただけよう。執事局に依頼の用意。

県弁護士会 [REDACTED]

保存期間	5年	浄書	584-2334
保存満了年月	平成30年03月31日	照合	[REDACTED]
文書種別	依頼	発送	[REDACTED]
公開区分		公印	[REDACTED]
文書分類	150-400-00T-001	整理番号	
簿 冊 名	福島県「県民健康管理調査」検討委員会		

福 島 県

24健第 4800号  
平成24年10月25日

福島県弁護士会  
会長 本田 哲夫 様

福島県知事



県民健康管理調査検討委員会委員の推薦について（依頼）

県民健康管理調査については、「県民健康管理調査」検討委員会を設置し、専門的な見地からの幅広い議論、適切な助言等を得ながら実施しているところです。

当該調査は、今後も長期にわたって実施していくこととしており、膨大な個人情報を取り扱い、その内容は個人の外部被ばく線量をはじめ、甲状腺検査の結果など、大変秘匿性が高いものであります。さらにこれらの情報については、県立医科大学にデータベースを構築して蓄積し、長期にわたる健康管理や疫学的な分析を行うこととしていることから、その適切な運用等も含め、個人情報の保護という観点が極めて重要となり、検討委員会においても専門的な助言をいただける専門家を委員として招聘することいたします。

については、貴会所属の弁護士の先生から1名を委員にお願いしたいと考えておりますので、貴職からの委員の御推薦について御配慮賜りますようお願いいたします。

なお、御推薦にあたりましては、御本人の承諾書（別紙様式2）及び履歴書を添えて、推薦書（別紙様式1）を平成24年11月15日（水）までに下記までお送りくださいますようお願いします。

記

- 1 検討委員会開催（出席頻度）  
定例で年4回（そのほか随時1回～2回）
- 2 手当等の支給  
報償費 1回8,800円  
旅 費 （福島県旅費条例等に基づき支給）
- 3 書類の返送先  
〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16 福島県保健福祉部健康管理調査室
- 4 その他  
御推薦にあたりましては、本県居住者または本県出身者であることに御配慮願います。

(別紙様式1)

## 推 薦 書

平成 年 月 日

福 島 県 知 事

推薦団体名

代表者氏名

福島県「県民健康管理調査」検討委員会の委員として、下記の者を推薦します。

記

氏 名 \_\_\_\_\_

役 職 名 \_\_\_\_\_

連絡先

【自宅】住 所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

【勤務先】名 称 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

FAX番号 \_\_\_\_\_

生年月日

年 月 日

事務担当

職・氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

(別紙様式2)

## 承 諾 書

私は、福島県「県民健康管理調査」検討委員会の委員に就任することを承諾します。

○ 平成 年 月 日

福 島 県 知 事

所属団体名

役 職 名

氏 名

印

次長	室長	主幹	室員	担当

## 検討委員会委員の選任に係る福島弁護士会からの回答について

発信者：健康管理調査室 主事 富田 茂徳

相手方：福島県弁護士会 [REDACTED] 氏

時間：平成24年11月14日 13:59~14:04

### 内容

- 11月13日に開催した理事会で、検討委員会委員についての議論がなされ、反対の意見も含めて多くの意見が出た。
- 議論の内容については、県当局に対する質問項目も含めて、弁護士会の副会長が書面にまとめ、健康管理調査室に郵送する。
- 現段階において、弁護士会として、ストレートに特定の人物を推薦できる状況ではない。
- 11月18日の検討委員会までの人選は難しい。

### ※ 弁護士会基本情報

住所：〒960-8115 福島県福島市山下町4番24号

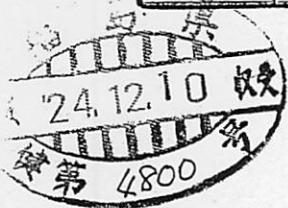
電話番号：024-534-2334

FAX番号：024-536-7613

弁護士会長：本田 哲夫 氏

弁護士会副会長：山内 崇史氏、佐藤剛志氏、澤井功氏

次長	課長	主幹	副課長	課員	担当

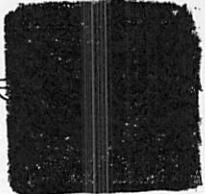


平成24年12月7日

福島県知事 佐藤雄平 殿

福島県弁護士会

会長 本田 哲夫



### 県民健康管理調査検討委員会委員の推薦について（回答）

平成24年10月25日付け書面にて標記依頼を受けていますが、当会は下記の理由により、推薦の前提として本件委員会制度の抜本的改革を求めます。

#### 記

当会及び日本弁護士連合会は、福島県が実施している県民健康管理調査については、種々の重要な問題があることから、以下のような指摘をし、改善を求めてきた（当会平成24年2月18日「福島第一原子力発電所事故による公害被害からの生活と環境の完全回復を求める決議」、日弁連平成23年11月15日「福島第一原子力発電所事故による被害者の健康管理調査の適正確保等を求める意見書」）。

①調査の目的を「県民の健康不安の解消」及び「将来にわたる健康管理の推進」ではなく、「県民の被ばく量の低減化」及び「疾病の未然防止」とすべきこと。

②健康管理調査については、政府が責任をもって行うこととし、福島県外の地域の住民なども対象として、実施すべきこと。

③低線量被ばくの健康への影響について否定的見解に立つ専門家だけでなく、低線量被ばくによる健康被害を懸念する複数の専門家や市民代表、父母代表、マスコミ関係者なども参加させるとともに、その議事を広く国民にも公開し、真に県民に開かれた、公正な委員会に改組すべきこと。

④被ばくにより生じうる多様な健康影響に対処できるよう検査項目を拡大す

べきこと。

しかるに、上記決議や意見書で指摘した問題点が改善されることのないまま、今般報道機関のスクープを端緒として、委員会に先立って秘密裡に進行表を作成した上で事前の会合、いわゆる「準備会」を開催していた事実が発覚した。

これを受けて県は、「準備会」問題について内部調査を行い、10月9日付調査報告書で、第2回と第8回以外の準備会については「進行表」の配布がなされており、「県民に（事前の意見調整等の事実があったとの）疑念を抱かせかねない行為があったが、意見調整の事実はなかった」との調査結果を発表している。

しかし、その後の報道によると、上記調査では問題にされなかった第4回検討委員会の進行表に「まず準備会で意見集約」との文言が明記されていることが発覚し（10月11日付毎日新聞）、情報公開請求により開示された準備会の議事録の記載から準備会で重要方針や検討委員会での議論の範囲について決められている実態が判明し（11月14日付毎日新聞）、上記調査では不存在とされた第2回検討委員会の進行表の存在が明らかになっている（11月16日付毎日新聞）。

県は現在でも「意見調整はなかった」との立場を崩していないが、そもそも内部調査に現れた事実だけを評価の対象としたとしても苦しい弁明と言わざるを得ないものであった。加えてその後に明らかになった事実も合わせ考えると、この調査結果が県民の信用を得られるものでないことは明白である。

福島第一原子力発電所事故発生以来、低線量被ばくの問題に関しては識者により見解が大きく異なり、種々の局面において政府の対応が不適切だったことも相まって、県民の間に政府及び福島県に対する強い不信感が醸成されており、県民の信頼回復のためには徹底した情報公開を通じて調査の透明性を高める必要性が強かった。しかるに今回の「準備会」問題の発覚により、県民健康管理調査は回復困難なほどに県民の信頼を失ってしまった状況にあるということができる。

かような状況において県民の信頼を回復しようとするには、「準備会」問題について県の内部調査に委ねるのではなく、第三者機関による徹底した調査

を行う必要がある。

そして、その調査結果に基づき検討委員会の組織・運営のあり方、さらには県民健康管理調査自体のあり方を抜本的に改める必要性がある。

また、調査の目的を「県民の健康不安の解消」及び「将来にわたる健康管理の推進」から「県民の被ばく量の低減化」及び「疾病の未然防止」に変更すべきである。加えて、座長の選任方法、議事及び議事録の公開などの運営の基本的事項についても見直しを行うべきである。

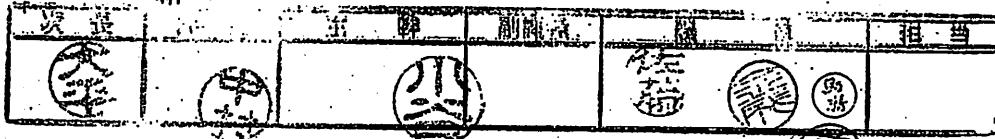
このように今、県に求められていることは、徹底した調査に基づき、制度自体を抜本的に改めることである。

ところで、福島県からの推薦依頼書においては、新たに選任する弁護士委員の主な役割は、「個人情報の保護という観点から専門的な助言を」することとされている。この姿勢からは、弁護士委員を選任して委員会運営全般の適正化を図るという目的が希薄なのではないかと疑わざるをえない。

県による「準備会」問題に対する調査・改善が全く不十分な状況で、弁護士委員が1名参加しただけで検討委員会の運営が適正に行われるようになるとは思われない。むしろ根本的な改善を行うことなく、弁護士委員の参加により適正な運営がなされることとなつたとの安易な説明の事情ともされかねない。

当会としては、福島県が、当会や日弁連が指摘した県民健康管理調査の運営に関する上記のような抜本的改善を行おうという場合には協力を惜しむものではないが、現在示されている県の改善策は抜本的改善にはほど遠いと言わざるを得ず、現状においては委員を推薦することはできないと判断せざるを得ない。

以上



### 電話受理記録

日 時；平成 24 年 12 月 6 日（木）14:00～14:05

発信者；福島県弁護士会 会長 本田 哲夫氏（郡山市）

受診者；健康管理調査室 室長 佐々 恵一

案 件；県民健康管理調査検討委員会委員への推薦について

内 容

（県弁護士会本田会長から）

先に、県民健康管理調査検討委員会委員として県弁護士会に対して推薦依頼を受けた。

県弁護士会として相談した結果、「現時点では、（検討委員の）推薦等、対応はできない」との結論になった。

県弁護士会内部の議論において、「推薦するかどうかを判断するためには、県民健康管理調査について、弁護士会が発した意見、決議（下記2件）に対して、どのような改善がなされたのか等を確認していくことが前提」とされた。

23年11月15日付け「日本弁護士連合会」意見書

24年2月18日付け「福島県弁護士会総会決議」

本日（6日）、これらの内容をまとめ、文書を（県に）お送りする。

また、来週月曜日（10日）、記者会見にて、表明する。

# 福島第一原子力発電所事故による被害者の健康管理調査の適正確保等を求める意見書

2011年11月15日

日本弁護士連合会

## 意見書について

日弁連は、2011年11月15日付けで「福島第一原子力発電所事故による被害者の健康管理調査の適正確保等を求める意見書」を取りまとめ、内閣総理大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、原発事故の収束及び再発防止担当大臣及び福島県知事に提出いたしました。

## 要請書の趣旨

- 1 福島第一原子力発電所による被害者の健康管理調査については、福島県に委ねるのではなく、政府が責任を持って、福島県民のみならず、一定の放射線量が検出された福島県外の地域の住民及び事故当初その地域に居住し、その後全国各地に避難した住民も対象にして実施するとともに、住民がその後も継続して健康診断を無料で受診できる体制を整備すべきである。
- 2 健康管理調査は、プライバシーに十分に配慮しつつも、広く学術機関に開かれたものとすべきであり、文部科学省と厚生労働省は、平成23年5月16日付けで行った事務連絡「被災地で実施される調査・研究について」を速やかに撤回すべきである。また、県民健康管理調査の成果は広く医療、学術目的の研究に供するとともに、複数の機関による調査の機会を保障するべきである。
- 3 福島県は、県民健康管理調査を実施するに当たり、低線量被ばくの影響について否定的見解に立つ専門家を中心として検討委員会を設けているが、低線量被ばくによる健康被害を懸念する複数の専門家や市民代表、父母代表、マスコミ関係者なども参加させるとともに、その議事を広く国民にも公開し、真に県民に開かれた、公正な検討委員会に改組すべきである。
- 4 福島県による県民健康管理調査については、以下のとおり改善した上で実施すべきである。
  - (1) 調査の目的を「県民の被ばく量の低減化」及び「疾病の未然防止」に変更すること。
  - (2) 可能な限り多くの対象者に対して対面調査による詳細な聴き取り調査を実施すること。
  - (3) 放射線被ばくの影響をがん・白血病のみに限定せず、所見は細大漏らさず把握するという姿勢で臨むこと。少なくとも血液検査、尿検査、ホールボディカウンター検査については希望者全員を対象に実施し、その場合の検出限界値は可能な限り低くすること。
  - (4) 甲状腺検査については、甲状腺超音波検査のみならず、併せて血液検査・尿検査を実施すること。
  - (5) 妊産婦に対しては母乳検査も実施するとともに、出生児についても追跡調査を実施すること。
  - (6) 適切な比較対照群を設定すること。
  - (7) 2011年（平成23年）7月11日までのみならず、それ以降の被ばく量の推定と健康状態の調査も継続して実施すること。食品による内部被ばくの可能性についても、本年4月1日以降も継続的に調査すること。

# 福島第一原子力発電所事故による公害被害からの生活と環境の完全回復を求める決議

2012年2月18日

福島県弁護士会

2011年（平成23年）3月11日に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故（以下、「福島原発事故」という）は、福島県内外の広い範囲に大量の放射性物質を放出し、その放射性物質は、未だ環境中にとどまっているなど、未曾有の被害をもたらし続いている。

この福島原発事故の特質は、その被害範囲が広範であり、かつ、被害そのものが継続的かつ長期に及ぶこと、さらに被害の内容が地域及び住民の生活を根本的に破壊するものであったということにある。これらの被害の特質に鑑みれば、福島原発事故は、東京電力という地域独占事業者が、原子力発電という事業活動の過程において、有害物質である放射性物質を大量に環境中に放出し、広範な範囲の環境を汚染した事故であって、日本の近代史上まれにみる大規模な公害被害を惹起したと言わざるを得ない。

このように、福島原発事故被害は公害そのものであるから、その被害の救済は、単に金銭的賠償だけでなく、第1に環境汚染からの回復、すなわち放射性物質の除去による環境回復、第2に被ばくによる将来の健康影響に対する予防対策、すなわち被害住民の長期的継続的健康管理、第3に被害者の生活・生業回復に向けた原状回復、これらが一体として図られなければならない。

まず、環境汚染からの完全なる回復を図るためにには、①福島原発事故以前の環境を目標に、汚染からの完全回復を目指すべき理念が確認されること、②環境回復手段の決定プロセスに、最大の利害関係人である汚染地域住民が参加すること、③継続的かつ詳細なモニタリングの実施と、その結果が住民に対して遅滞なく開示されること、④環境回復措置の財源においては、公害問題における基本原則である汚染者負担の原則を貫徹し、原因企業である東京電力及び原子力発電を国策として推進してきた（規制権限を適切に行使してこなかった）国がその全てを負担することで財源論による制約を来さぬようにすること、がそれぞれ実現されなければならない。

被ばくによる将来の健康影響に対する予防対策としては、被害住民の長期的継続的健康管理が必須であるが、これに関して、福島県が実施している「県民健康管理調査」は、県内居住者全員を対象とする質問票で被ばく線量を推計する「基本調査」と18歳以下の全県民を対象とする甲状腺超音波検査などを内容とする「詳細調査」に分けられる。

この「県民健康管理調査」の目的は、将来健康影響が生じる可能性を前提とし、健康影響の調査と予防におくべきであるところ、実際には「県民の健康不安の解消や将来の健康管理の推進等を図ること」におかれている。また、「…事故による放射線の健康影響については、現時点での予想される外部及び内部被ばく線量を考慮すると極めて少ない」との認識も示されている。これまで福島県が公表した調査方法等についても不十分な点が残されており、放射線被ばくによる県民の健康被害防止との観点からは実効性あるものにならないのではないかと懸念される。

今回の原発事故による放射性物質の大量放出の責任は、事業者である東京電力はもとより、原子力発電を国策として推進し、必要な安全規制措置を怠ってきた国にある。そうである以上、住民の健康被害を防止するための措置を講ずるべき責任も、東京電力と国にあることは言うまでもない。福島県が独自に健康調査を行うことの意義は大きいが、健康調査を行う以上、それはできる限り徹底したものにすべきであり、福島県は、健康調査の費用や検査にあたる医療関係者の確保等を、東京電力と国に求めるべきである。同時に、健康調査の結果は、今回の原発事故による健康被害を明らかにし、今後の放射線防護・被ばく治療の研究にも役立てができるようなものにする必要がある。それを実現してこそ、将来の県民の健康被害の防止が十分に図られるからである。

被害者の生活・生業回復に向けた原状回復については、福島原発事故は、前記のとおり、その被害が広範に及んでおり、その被害も長期間継続するものであって、当該地域の自然環境、経済、文化などを根本から徹底的に破壊してしまったものであり、このような深刻な被害の原状回復を図るためにには、現在の中間指針及び追補の内容にとらわれることなく、金銭による完全賠償がすすめられるべきことは当然であるが、これとともに、避難指示、または、自己決定により、元の土地を離れ、別の土地へ避難することを選択した避難者の生活支援として、居住支援、就労支援、教育支援、介護支援、医療支援、心療支援、地域コミュニティ維持・創設支援などが是非とも必要である。また、元の土地に残る選択をした原発被災者についても、その生活の不安を解消するための支援として、国が積極的に社会的インフラ（病院、介護施設など）整備に取り組み、商業施設や教育・文化施設などが衰退してさらなる過疎化を招く悪循環に陥ることのないよう地域振興を図る政策を設けるべきである。

以上は、国策である原発事業によって当該地域の住民の生活を破壊した国が負うべき、当然の責務であり、原発事故被害者の生活再建支援のための特別立法がなされるべきである。

よって、福島県弁護士会は、これらの福島原発事故による公害被害からの生活と環境の回復を求めるため、以下のことを求める。

### 1 環境回復措置

- (1) 東京電力、国及び除染に關係する地方公共団体は、福島原発事故が公害被害であることを自覚し、福島原発事故以前の環境への完全なる回復を目指すこと
- (2) 国は、環境回復措置が将来の地域のあり方と住民の生活に重要な影響を及ぼすことを念頭におき、長期にわたる除染活動の全過程を通じて、住民意思を十分に反映すること
- (3) 国は、汚染状況の調査が、住民参加の下での的確な環境回復手段の選択のために重要であることから、放射性物質の核種の分析も含めたより詳細なモニタリングを継続して行い、かつ、その調査結果のすべてを遅滞なく公開すること
- (4) 東京電力及び国は、汚染者負担の原則に即して、完全なる環境回復に向けた措置に要する費用を例外なく負担すべきこと

## 2 被ばくによる将来の健康影響に対する予防対策

福島県は、県民健康管理調査実施にあたり、

- (1) 調査目的を県民の健康被害予防におくことを明確にすること
- (2) 被ばくにより生じうる多様な健康影響に対処できるよう検査項目を拡大し、甲状腺超音波検査、血液検査、一般検診等を継続的に実施できる体制を構築すること
- (3) 県民が自己の調査結果にアクセスし、健康被害予防に役立てることのできるような体制を構築すること。
- (4) 全体の調査結果をはじめとする調査の全過程を広く公開し、被ばく治療や放射線防護学研究に役立てることができるようすること。

東京電力及び国は、

- (5) 福島県の県民健康管理調査に関し、福島県が行う調査の費用を全額負担すること
- (6) 福島県の県民健康管理調査に関し、検査機器の調達や検診にあたる医療従事者の確保について、福島県に対し、最大限の支援をすること。

## 3 被害者の生活、生業回復に向けた原状回復

東京電力は、

- (1) 原子力損害の賠償にあたって、中間指針のみに捕らわれることなく、個々の被害実態に応じて、完全賠償を実施すること
- (2) 福島原発事故被害者の自己決定を尊重しつつ、その将来の生活再建のために、居住支援、就労支援、教育支援、介護支援、医療支援、地域コミュニティ維持・創設支援、地域振興等を内容とする特別法を制定すること

以上、決議する。

2012年（平成24年）02月18日

福島県弁護士会

会長 蒼野 昭弘